

潟上市新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

福祉保健部健康推進課

策定の趣旨

新型インフルエンザ等の対策基本方針を定めることにより、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活や経済に及ぼす影響を最少とすることを目的として、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画」を基準として、新型インフルエンザ等対策特別措置法8条に基づき、市行動計画を策定する。

策定のポイント

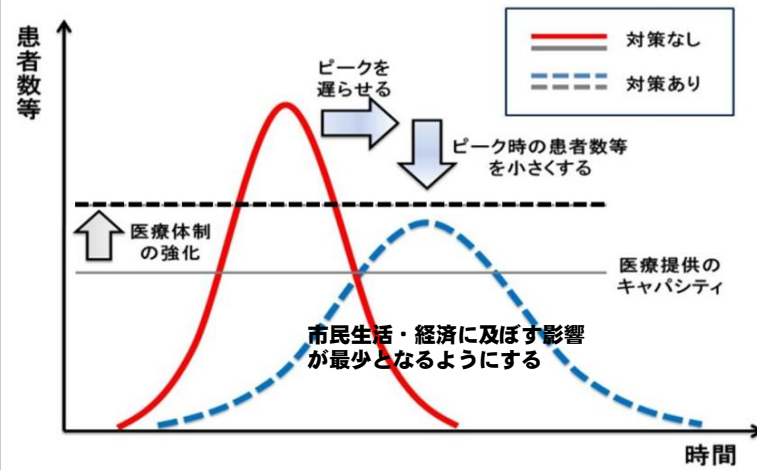
- ・ 新型インフルエンザ及び新型インフルエンザと同様な危険性のある新感染症（感染症法第6条第9項）を対策の対象と位置付ける。
- ・ 発生段階を「未発生期」～「小康期」に分類し、それぞれの段階における具体的な対策を記載する。
- ・ 国が「緊急事態宣言」を発令した際に、県の依頼に協力し、外出制限要請など各種措置の運用等について記載する。

策定の経緯

平成25年 3月18日	潟上市新型インフルエンザ等対策本部条例制定
平成25年 4月13日	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
平成25年 4月13日	潟上市新型インフルエンザ等対策本部条例施行
平成25年 6月 7日	新型インフルエンザ等対策政府行動計画公表
平成26年 1月	秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画公表
平成26年 1月	パブリックコメントの実施（約20日間）
平成26年 1月	医療行政懇談会（計画の概要説明および審議）
平成26年 2月	潟上市新型インフルエンザ等対策行動計画公表

計画の目的

- ・ 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の構築やワクチン接種のための時間を確保する。
- ・ 市民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにする。



計画の主な事項

- ・ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制、関係機関との連携
- ・ 市民への新型インフルエンザ等に関する情報提供
- ・ 新型インフルエンザ等の予防・まん延防止に関する措置
- ・ 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

発生段階ごとの対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 県内未発生期	国内発生早期 県内(市内)発生早期	国内感染期 県内(市内)感染期	小康期
考え方の	・ 発生に備えての体制整備 ・ 発生に備えた情報収集と提供	・ 市内発生に備えての体制整備 ・ 積極的な情報収集と的確な情報提供	・ 市内発生に備えての体制整備 ・ 積極的な情報収集と的確な情報提供 ・ 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・ 感染拡大に備えた体制整備	・ 感染拡大防止から被害軽減に変更 ・ 必要な事業活動を継続	・ 第二波に備えた第一波の評価 ・ 医療体制、社会経済活動の回復	
実施体制	国、県、関係機関と連携し対策強化 ・ 市行動計画の作成 ・ 必要に応じて、「潟上市新型インフルエンザ等対策警戒室」を設置 ・ 国内発生時に「潟上市新型インフルエンザ等対策警戒部」を設置 ・ 緊急事態宣言を受け、「潟上市新型インフルエンザ等対策本部」の設置			・ 市対策本部の継続	・ 市対策本部の廃止	
情報収集・共有	一元的な情報発信、市民への分かりやすい情報提供 ・ 国、県等からの積極的な情報収集 ・ 継続的な情報提供 ・ 国、県等からの積極的な情報収集 ・ 県の要請を受け、相談窓口の設置準備 ・ 市ホームページ等での情報提供 ・ 国、県等からの積極的な情報収集 ・ 相談窓口の充実、強化 ・ 個人・集団レベルでの感染対策の情報提供 ・ 市ホームページ等での情報提供			・ 国、県等からの積極的な情報収集 ・ 相談窓口の充実、強化 ・ 市ホームページ等での情報提供	・ 国、県等からの積極的な情報収集 ・ 相談窓口の縮小 ・ 第2波に備えた体制の再構築及び情報提供の見直し	
予防・まん延	法制化された予防接種体制等 ・ 市民への咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがい等の感染予防対策の実践勧奨 ・ 職場、学校における感染対策の周知 ・ 感染予防対策の実践勧奨 ・ 患者、濃厚接触者への対応の準備 ・ 特定接種の具体的な実施体制の構築の準備 ・ 感染予防対策の実践勧奨 ・ 特定接種の開始 ・ 緊急事態宣言時、臨時予防接種（市民接種）の実施			・ 感染予防対策の実践勧奨 ・ 臨時予防接種（市民接種）の継続	・ 感染予防対策の実践勧奨 ・ 第二波に備え、市民への咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがい等の感染予防対策の実践勧奨	
医療	発生段階に応じた医療提供体制への協力 ・ 帰国者、接触者相談センター設置の準備 ・ 帰国者、接触者相談センターの設置 ・ 帰国者、接触者外来設置、診察の実施 ・ 必要に応じ、県と協議し抗インフルエンザ薬の提供 ・ 帰国者、接触者相談センターの充実・強化 ・ 帰国者、接触者外来設置、診察の実施 ・ 必要に応じ、県と協議し抗インフルエンザ薬の提供			・ 帰国者、接触者外来の廃止 ・ 帰国者、接触者相談センターの廃止 ・ 在宅で療養する患者への支援 ・ 必要に応じ、県と協議し抗インフルエンザ薬の提供	・ 通常の医療体制への移行	
市民生活・地域経済の確保	医療機関等との連携による社会・経済機能の維持 ・ 高齢者、障がい者等の要介護者の状況把握及び生活支援等の検討 ・ 生活物資の安定確保等 ・ マスク、消毒薬等の備蓄、流通量の把握 ・ 事業者に対する職場での対策の準備要請 ・ 生活物資の安定確保等 ・ 埋火葬の準備 ・ マスク、消毒薬等の備蓄、流通量の把握 ・ 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請 ・ 生活物資の安定確保 ・ 埋火葬の準備 ・ マスク、消毒薬等の備蓄、流通量の把握			・ 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請 ・ 生活物資の安定確保、要介護者への支援、埋火葬の特例適用等 ・ マスク、消毒薬等の備蓄、流通量の把握	・ 生活物資の安定確保 ・ 緊急事態措置を縮小、中止	